（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十二年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成二十二年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　平成二十二年度に限り、新特例交付金法第六条第一項の規定の適用については、同項の表中「前年度の当該地方公共団体に対する児童手当及び子ども手当特例交付金」とあるのは「前年度の当該地方公共団体に対する児童手当及び子ども手当特例交付金」と、「前年度の児童手当及び子ども手当特例交付金」とあるのは「前年度の児童手当特例交付金」とする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の項中「（附則第四条第十項において準用する場合を含む。）」を削る。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第七条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十二年度以後の年度における当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成二十一年度以前の年度における当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正）

第九条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直**人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第六号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百四十四条」を「第二百四十三条」に改める。

第二条第一項第三十四号の三中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同号を同項第三十四号の四とし、同項第三十四号の二中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に改め、同号を同項第三十四号の三とし、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　控除対象扶養親族　扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。

第九条第一項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「損害保険契約」を「保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）その他これらの法人に加盟している団体であつて政令で定めるものから交付される金品で財務大臣が指定するもの

第二十四条第一項中「（平成七年法律第百五号）」を削り、「収益の分配（」の下に「法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係るものを除く。」を加える。

第二十五条第一項中「価額」の下に「（同条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）」を加える。

第五十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による」を削る。

第五十七条の四第一項中「場合」の下に「又はその旧株を発行した法人の行つた同条第十二号の十六に規定する適格株式交換（当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「又は第三十五条（雑所得）」を「、第三十五条（雑所得）又は第五十九条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）」に、「当該旧株の譲渡が」を「これらの旧株の譲渡又は贈与が」に改める。

第七十六条第一項中「、生命保険契約等」を「、新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第五項第一号から第三号までに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この条において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（第三項において「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、次項に規定する介護医療保険料及び第三項に規定する新個人年金保険料を除く。以下この項及び次項において「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等」に、「又は掛金（次項）を「若しくは掛金（第三項）」に、「個人年金保険料」を「旧個人年金保険料」に、「「生命保険料」を「「旧生命保険料」」に改め、同項各号を次のように改める。

一　新生命保険料を支払つた場合（第三号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額（その年において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び第三号イにおいて同じ。）が二万円以下である場合　当該合計額